

こ成保第 403 号
令和 7 年 6 月 19 日

各 都道府県 子ども・子育て支援制度担当部（局）長 殿

こども家庭庁成育局保育政策課長

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和 7 年こども家庭庁告示第 4 号）の修正について

令和 7 年 4 月 1 日に公布され、同日に施行された「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和 7 年こども家庭庁告示第 4 号）による、改正後の「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成 27 年内閣府告示第 49 号）別表第 2 及び別表第 3 の一部に誤りがあることが判明したため、お詫びして別添のとおり修正させていただきますので、御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いします。

なお、本通知の発出により、令和 7 年 5 月 12 日こ成保第 345 号は廃止します。

【本件担当】

こども家庭庁成育局
保育政策課公定価格担当室
連絡先：03-6858-0126